

# 重要

## ～保健室からのお知らせ～

令和元年9月17日

本日、水痘（水ぼうそう）により欠席している児童が複数名出ました。水痘の潜伏期間は約11日～20日とされています。そのため、先週までに感染してしまっている可能性があります。また、水痘は、感染力が非常に強いことでも知られています。感染拡大防止のため、以下のことに御協力をお願いします。

### (1) 下記の①から④について御確認ください。

- ① 罹患歴の有無
- ② 予防接種歴の有無（1回 or 2回）※1～3歳の間に接種、2014年より定期接種  
→ ①と②については、緊急連絡先カードにて学校でも確認済み
- ③ お子様の体調の確認（だるそうではないか、発熱はないか）
- ④ 全身を確認し、赤い発疹がないかどうか

◎既往歴もなく、予防接種も受けていない場合は感染する可能性が非常に高いです。

また、既往歴がなく1回しか予防接種を受けていない場合も感染する恐れがあります。

◎発熱や発疹などの症状で医療機関を受診する場合は、「学校で、水痘により欠席している子がいる」という旨をかかりつけ医へお伝えください。

### (2) 水痘の特徴

水痘の感染経路は、接触感染や飛沫感染、空気感染です。水痘は、感染力が非常に強く、少しの接触や少しの時間同じ空間にいただけで感染すると言われています。そのため、マスクや空気清浄機での予防はあまり期待できません。水痘の感染発病を防ぐことのできる唯一の予防手段は、ワクチンの接種のみです。

症状としては、37～38℃の発熱と、赤い米粒大の発疹が胸や背中、足などに現れ、半日から1日で全身に広がっていきます。発疹は、中央に水ぶくれができ、白っぽい膿を含んだ発疹に変化し、3～4日で黒いかさぶたになって、かゆみはおさまっていきます。

### (3) 出席停止について

水痘は学校保健安全法に定められているとおり、出席停止になります。出席停止期間は、「すべての発疹が痂皮化するまで」です。つまり、「じゅくじゅくした発疹が、全てかさぶたになるまで」ということです。インフルエンザと同様、「診断及び登校許可証明書」をかかりつけ医に記入していただき、学校へ提出してください。

一人一人が意識することで、早期発見・早期治療につなげることができます。子どもたちの健康を守るため、御協力をよろしくお願いします。